

企画競争説明書

業務名称：全世界ビッグデータを活用した税務行政支援パイロット実証にかかる情報収集・確認調査

調達管理番号：22a00511

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

2022年9月28日

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2022年9月28日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：全世界ビッグデータを活用した税務行政支援パイロット実証にかかる情報収集・確認調査
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
 - (○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）
 - () 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）
- (4) 契約履行期間（予定）：2022年12月 ～ 2023年8月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定致します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Yamagata.Shigeo2@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
ガバナンス・平和構築部 ガバナンスグループ 行財政・金融チーム
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	競争参加資格確認申請書	2022年10月7日 12時
2	競争参加資格要件の確認結果の通知日	2022年10月17日

3	配付依頼受付期限	2022年10月4日 12時
4	企画競争説明書に対する質問	2022年10月4日 12時
5	質問への回答	2022年10月7日
6	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
7	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2022年10月21日 12時
8	プレゼンテーション	行いません
9	評価結果の通知日	2022年11月1日
10	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(4) 競争参加資格要件の確認

本契約ではプロポーザル作成ガイドライン49-50ページ【「競争参加資格確認申請書」の提出を求められた場合】に基づき、競争参加者の厳格な情報保全体制等について、競争参加資格確認を実施します。

競争参加資格要件を確認するため、以下の要領で競争参加資格確認申請書の提出を求めます。詳細はプロポーザル作成ガイドラインを参照してください。なお、本資格確認審査プロセスを追加するため、同ガイドラインにおける「消極的資格制限」の3)に規定している「競争参加日」は、プロポーザル等の提出締切日ではなく、資格確認申請書の提出締切日に読み替えます。

- 1) 提出期限： 上記4. (3)参照
- 2) 提出方法： 下記「8. プロポーザル等の提出」参照し、上記1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、競争参加資格提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。（件名：「競争参

加資格確認申請書提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」）

※依頼が1営業日前の正午までになされない場合は、競争参加資格申請書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。

3) 確認結果の通知：上記4. (3) 日程の期日までにメールにて通知します。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、JICA ウェブサイトの手順に則り依頼ください。（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4. (3) 日程」参照）。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>）

- ・ 第3章2. 業務実施上の条件に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを指示します。

7. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口

(outm1@jica.go.jp宛、CC: 担当メールアドレス)

3) 提出方法：電子メール

① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」

② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」の様式に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLの「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記4. (3) 日程の期日までに以下のJICA ウェブサイト上に掲示します。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 日程参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4.（3）日程を参照し提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合は技術提案書の提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずにGIGAPOD内のフォルダに格納 ください。
- ⑥ 本見積書と別見積書はGIGAPOD内のフォルダに格納せず、PDFにパスワードを設定し、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。
- ⑥ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

9. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」
技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理体制及び若手育成加点

本案件は、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という）と受注者名（以下「受注者」という）との業務実施契約により実施する「全世界ビッグデータを活用した税務行政支援パイロット実証にかかる情報収集・確認調査」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 調査の背景・経緯

新興国並びに途上国では近年の急速な経済発展に伴い、中央政府の財政安定化が最重要課題の一つと位置付けられている。特に、政府歳入のうち、租税は各国で安定的な収入となっており、公共サービスの対価として重要な役割を果たしている。しかし、成長維持のための公共支出の増大により歳出過多となる国が多い中、不足する財源を対外借入等の債務に依存した結果、支払能力を上回る債務超過の状態に陥る国も出始めている。こうした各国の財政状況に鑑み、より健全な財政安定化のための方策として、自己財源である歳入の基盤強化が不可欠である。

歳入源の構成は国ごとに様々であるが、基本的には国税が主たる歳入源となっており、徴税等の税務行政の執行を歳入庁／国税庁や財務省税務局といった税務当局が担う。このため、税務行政を担う税務当局の能力強化が重要となるが、各国の税務当局は執行にあたり、人員不足や業務非効率などの様々な課題を抱えている。たとえばモンゴルでは、広大な国土に対して職員数が足りず、一人で徴収、納税者サービス、税務調査等をこなしている地方税務署が点在する。モンゴルに限らず各国の税務当局では、予算不足に伴い人員が不足傾向にあるだけでなく、転職による人材流出や専門人材育成のための研修制度の確立・実施の困難さ等の問題もある。また、税務行政の各種業務フローにおいても非効率な作業が散見される。

かかる状況の下、昨今、税務行政においてビッグデータや人工知能（AI）技術を駆使し、業務改善を行う取り組みが進んでいる。ロボティック・プロセス・オートメーション（RPA）による業務効率化だけでなく、膨大な税務行政データや機械学習技術を用いて、過少申告の疑いがある企業を特定するといった先進的な事例も蓄積されつつある。

JICA はこれまで日本の国税庁の支援を得つつ、アジアを中心に税務行政分野の協力を行ってきた。長年の協力と各国税務当局の努力の結果、各国税務当局は着実に執

行能力を向上させているものの、上記課題に取り組むためにはより抜本的な解決策を検討する必要がある。昨今のビッグデータ活用を通じた付加価値の創出や業務効率化は、特に上記の課題解決への糸口となる可能性が高い。

上記状況を踏まえ、JICAは「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援にかかる基礎情報収集・確認調査」（2021年2月～2022年1月。以下、「前フェーズ調査」という。）を実施し、世界の税務当局のデジタル技術・データ・AI等の活用に関する既存事例を調査するとともに、JICAによる税務行政分野支援実績がある国を対象に、これらの取り組みの展開可能性について検討した。前フェーズ調査を通じて、税務当局でのデジタル・ビッグデータ活用においては三つの段階（①第一段階：アナリティクスを行うには十分なデータやインフラが整備されていない国、②第二段階：基本的なデータインフラ・システムは存在するものの、まだ電子化やアナリティクスの活用が限定的な国、③第三段階：既に電子化やアナリティクスの活用を試行・導入している国）が存在し、協力を行う上ではこれらの段階に加え、各国での政策・重点分野、税務当局の特徴等を踏まえて支援内容を決定する必要性が示された。

本調査は、上記の調査結果を踏まえ、JICAが主な支援対象としている第一、第二段階の国に対する支援アプローチをさらに調査・明確化し、今後の税務行政支援における有用性を検証するものである。

税務分野協力に関する主要なJICA事業（実施中・予定も含む）を以下に国別に記載する。

【東南アジア】

●インドネシア

- 2006～2009年 インドネシア国税務行政近代化プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2009～2014年 インドネシア国税務行政近代化プロジェクトフェーズ2（技術協力プロジェクト）
- 2014～2018年 税務紛争未然防止及び人材育成・組織改善による税務執行能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2018年～2021年 税務行政能力向上アドバイザー（個別専門家）
- 2022年～2025年 税務行政強化（国別研修）

●カンボジア

- 2011～2015年 租税総局能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2015～2018年 租税総局人材育成プロジェクトフェーズ2（技術協力プロジェクト）

●ミャンマー

- 2017～2021年 税務行政アドバイザー（個別専門家）

●フィリピン

- 2020年 税源浸食と利益移転セミナー（セミナー）

- 2021～2023年 税務行政能力向上アドバイザー（個別専門家）

●ベトナム

- 2005～2008年 税務行政改革支援プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2008～2011年 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ2（技術協力プロジェクト）
- 2011～2014年 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ3（技術協力プロジェクト）
- 2014～2019年 税務行政改革支援プロジェクトフェーズ4（技術協力プロジェクト）
- 2020～2025年 国際経験に基づく税務行政改善プロジェクト（技術協力プロジェクト）

●ラオス

- 2017～2019年 税務アドバイザー（個別専門家）
- 2019～2022年 税務能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2022～2024年 税務行政能力向上アドバイザー（個別専門家）

【東・中央・南アジア】

●アフガニスタン

- 2019～2022年 徴税分野人材育成（国別研修）【休止中】

●キルギス

- 2017～2020年 税務局人材育成システム向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）

●モンゴル

- 2013～2016年 国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2017～2020年 国税庁徴税機能強化及国際課税取組支援プロジェクトフェーズ2（技術協力プロジェクト）
- 2020～2023年 国税庁改正税法執行能力強化支援プロジェクト（技術協力プロジェクト）

【アフリカ】

●タンザニア

- 2012～2016年 税務研修能力強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2017～2022年 税務行政能力強化プロジェクト（技術協力プロジェクト）
- 2022～2026年（予定） リスクベースアプローチに基づいた税務調査能力向上プロジェクト（技術協力プロジェクト）

【中南米】

●ドミニカ共和国

- 2019～2022年 国税総局強化・近代化プロジェクト（技術協力プロジェクト）

第3条 調査の目的

(1) 調査目的

- ① 課題別事業戦略（グローバル・アジェンダ）「公共財政・金融システム」では、「国家財政基盤の強化」を重点課題の一つとし、「税務行政に関する組織・制度・人材に関する支援を通じた歳入基盤の強化」を通じて、健全かつ持続的な財政運営を行うことを目標として掲げている。本調査では、JICA が支援対象国とする各国税務行政共通の課題に対しデジタル技術を活用したソリューションを一つ実証した上で、税務行政支援におけるビッグデータ活用の影響や事例、新付加価値の創出、業務改善・効率化等の可能性といった観点からの提言を行う。
- ② デジタル技術を活用したソリューションの実証として、本調査においては、e コマース、民泊等のプラットフォームから公開情報を収集し、AI、機械学習その他のデジタル技術を活用して SNS 等のオープンソースデータとの高精度なマッチングを自動的に行うことで収集情報の活用先を特定するパイロット活動を実施することを想定する。その上で、各国税務行政共通の課題の一つであるシャドウエコノミー対策となりうる成果の達成可能性や、得られた教訓を踏まえて周辺領域を含む今後の事業展開の可能性を検討する。

(2) 調査範囲

コンサルタントは、「第3条 調査の目的」を達成するために「第4条 調査実施の留意事項」に十分に配慮しながら、「第5条 調査の内容」に示す内容の調査を実施し、調査の進捗に応じて「第6条 成果品等」に示す報告書を作成して、JICA に提出する。

第4条 調査実施の留意事項¹

(1) 調査対象

前フェーズ調査「ビッグデータ・AI を活用した税務行政支援にかかる基礎情報収集・確認調査」（2021年2月～2022年1月）で示された分類のうち「第一段階：アナリティクスを行うには十分なデータやインフラが整備されていない国」及び「第二段階：基本的なデータインフラ・システムは存在するものの電子化やアナリティクスの活用は限定である国」に該当する国を最低3か国（前フェーズ調査対象国に限らない）、JICA と相談の上で調査対象国に設定する。調査対象国最低3か国の内1か国（インドネシアを想定）においてパイロット活動を実施の上、パイロット活動結果に基づき、インドネシア以

¹ 企画競争説明書は、これまでに確認されている情報をもとに作成されたものである。よって、状況の変化を踏まえて、より効果的、効率的な調査手法などを検討の上、プロポーザルに記載・提出すること。なお、本企画競争説明書以外にコンサルタントが必要と判断する事項については、プロポーザルに記載して提案すること。

外の調査対象国での税務行政の機能や業務プロセス等に関して情報収集を行い、各国の状況に適した支援アプローチを検討・提言する。

今回の調査対象国の候補先としては、前フェーズ調査で第一段階と分類されたタンザニア、キルギス及び第二段階と分類されたインドネシアに加え、前フェーズ調査の対象とはならなかった現在支援中のラオス、ベトナム及び今後新案件形成を検討するカンボジア、アフリカ地域の国を想定する。² パイロット活動対象国のインドネシア以外での調査については、主に机上調査及び専門家へのヒアリング（現在支援中の国に限る）を想定し、各国税務当局との協議は前提としない。

パイロット活動対象国としては、「第二段階」に分類されるインドネシアを想定する。JICA はインドネシア税務当局との 20 年以上の協力実績を有しており、JICA 支援の強み・特徴である現場に根差した税務行政の実務改善等の支援を行ってきた。本パイロット活動を通じて、インドネシアの税務行政実務と有機的に連関する形でビッグデータ等の技術を試験的に導入し、当該国の文脈に即して個別具体的に成果を実証し、JICA 支援の強みを活かした新機軸となり得る案件の形成を検討する。

なお、前フェーズ調査の対象国は以下の 6 か国。

段階	国名
第一段階：アナリティクスを行うには十分なデータやインフラが整備されていない国	アフガニスタン、キルギス、タンザニア
第二段階：基本的なデータインフラ・システムは存在するものの、まだ電子化やアナリティクスの活用が限定的な国	インドネシア
第三段階：既に電子化やアナリティクスの活用を試行・導入している国	ドミニカ共和国、モンゴル

(2) 本調査の位置づけ

本調査の成果品の一部（「パイロット活動計画書」及び「パイロット活動結果報告書」）は、パイロット活動対象国の先方政府機関に共有されるとともに、我が国の税務行政分野の協力方針の検討に用いる予定である。また、「ファイナルレポートの要約資料」については対外発信・広報に活用する予定である。従って、本調査業務の実施が、必ずしも今後の協力実施を前提としたも

² プロポーザルでは、パイロット活動対象国のインドネシア以外の調査対象国を最低2か国提案すること。なお、調査対象国を最低3か国とするのは目安であり、3か国を超える提案を妨げるものではない。アフリカ地域の国を調査対象国として選定する場合は、「第二段階」に該当し、インドネシアにおけるパイロット活動結果を適用できる可能性が高い国の選定を行う。なお、既にJICAが財政分野で協力実績のあるアフリカ地域の国は次の通り：エチオピア（債務管理）、ガーナ（債務管理）、ケニア（地方財政）、マラウイ（公共投資）、南アフリカ（地方財政）。

のではない点に十分留意すること。特に、調査実施時に、我が国が協力実施を前提に本調査を実施しているとの誤解を先方実施機関関係者及び援助機関等に与えないよう、協議の際十分に留意すること。

(3) 専門家等関係者との密接なコミュニケーションの確保・協働

本調査を効率的・効果的に進めるために、JICA ガバナンス・平和構築部や在外事務所及び実施中案件（第2条に記載）の専門家やコンサルタントと適宜・適時に情報共有、意見交換、調整を行うこと。また、JICA ガバナンス・平和構築部の求めに応じて、本邦関係機関との協議にも同席・参加し、調査内容に関する意見交換を行うこと。

(4) 対外発信・広報

本調査による結果は、JICA の税務行政分野支援におけるビッグデータ活用の検討事例として、国内外の関係機関（国際会議等を含む）に向けて発表・共有することも想定する。そのため、対外発信可能な情報とそうでない情報を整理し、履行期間中の JICA が指定する時期（詳細は「第5条 調査の内容」に記載）には、発表可能な情報の提供を行う。

また、成果品として、対外発信・広報を想定した「ファイナルレポートの要約資料」を作成する。

(5) パイロット活動の概要

インドネシアを対象に、デジタル技術を活用することで複数のオープンソースデータから個別の納税者の特定や収入総額の特定が可能な課税資料を自動的に生成する技術（ウェブスクレイピング）を活用したパイロット活動を実施し、シャドウエコノミー対策の一環となりうる税務行政上の適切かつ実現性の高い施策についての提言を行う。具体的なパイロット活動の内容としては、以下を想定。

- e コマース、民泊等のプラットフォームから公開情報を収集し、AI、機械学習その他のデジタル技術を活用して SNS 等のオープンソースデータとの高精度なマッチングを自動的に行うことで収集情報の活用先を特定する。³この段階で利用するデータは公開情報のみを想定するが、コンサルタントとカウンターパート当局との協議、合意文書の締結等により活用先納税者の特定に当局データを利用することも妨げない。

³ プロポーザルでは、同技術（プラットフォームから公開情報を収集し、AI、機械学習その他のデジタル技術を活用して SNS 等のオープンソースデータとの高精度なマッチングを自動的に行う技術）を有し、かつ税務分野（日本または海外いずれも可）におけるデータマッチング業務の経験を有する業務従事者を含めて提案すること。

- 上記活動で生成した課税資料(納税者登録あるいは申告義務を有すると
思料される個人・法人等の一覧、課税対象所得の推計を伴えば尚可)と
活用先納税者の登録・申告情報とのマッチングにより、無申告・過少申
告の疑義がある納税者を特定する。(資料の活用先としての登録義務者・
納税者の特定において 90%以上の精度を想定) この段階のマッチング
作業はカウンターパート当局が実施することを想定するが、コンサルタ
ントとカウンターパート当局との協議、合意文書の締結等によりコンサル
タントが実施することも妨げない。
- パイロット活動を通じて得られた教訓を集約し、周辺領域(例:暗号資
産取引のトレース・課税資料化、AEOI (Automatic Exchange of
Information: 自動的情報交換) 資料の活用先解明、オープンソースデ
ータ以外の情報収集・管理(有効な課税資料の作成)等)を含む今後の
事業展開の可能性、展開するための条件等について調査、提言を行う。

4

(6) パイロット活動に関する先方税務当局との丁寧なコミュニケーション

パイロット活動の実施を想定する国(インドネシア)の先方税務当局には
ウェブスクレイピングを活用したパイロット活動を実施することについて了
解を得ている。ただ、先方税務当局ではビッグデータ活用は新しい領域のため、
パイロット活動の工程やパイロット実施の意義について税務当局内の関
係者への基礎的な理解促進が必要となる可能性もあり、書面での守秘義務の
誓約あるいは機密保持契約の締結を含め、丁寧な合意形成に留意する。

また、必要に応じて先方税務当局に対して有効な課税資料の収集と活用
におけるノウハウの提供を行い、先方のデータ活用の取り組みを把握しながら、
パイロット活動を行うことに留意する。

(7) パイロット活動を踏まえた税務行政におけるビッグデータ活用の事業展開の 可能性に関する調査と過去実施調査との調査内容重複防止

パイロット活動結果を踏まえ、(1)で決定したインドネシア以外の調査対象
国での税務行政の機能や業務プロセス等に関して情報収集を行い、インドネ
シア以外の国の各国の状況に応じたビッグデータ技術の活用可能性や事業展
開をするための条件・留意事項に関して調査・分析を行う。⁵

⁴ プロポーザルでは、上記成果の達成を踏まえてパイロット活動の実施期間及び活動内容を
提案すること。

⁵ プロポーザルでは、本調査の目的に照らし、どのような切り口で調査・情報整理すること
が有用であるかを提案すること。たとえば、パイロット活動で活用した技術の周辺領域への
応用や、税務行政の特定の機能(コンプライアンス等)に特化したパイロット活動の技術の
活用等の切り口が考えられる。

具体的なアプローチを検討する際は、前フェーズ調査における国際機関（OECD, IMF, WB, ADB 等）によるレポートや日本や他国の国税当局・国税局・地方税務署の取り組み・ケース等の情報を適宜参考にし、調査内容に重複が生じないように留意する。

なお、本調査は各国の税務当局との協議は前提とせず、国内作業による机上調査及び専門家等の関係者へのヒアリングを想定する。

(8) これまでの JICA の支援・強みを踏まえた今後の事業展開にかかる提言

パイロット活動及び机上調査等の結果を踏まえ、パイロット活動対象国における新規案件形成の方向性にかかる提言及びパイロット活動対象国以外の調査対象国でのビッグデータ活用の可能性や留意事項に係る提言を行う。提言の検討の際には、これまでの JICA 税務行政支援の枠組や強み（組織・人材、税法・制度の執行等）・リソースの活用（国税庁・税務大学校等）や支援対象分野との連携・協調の可能性も考慮する。

なお、パイロット活動の結果、より詳細な検証が必要と判断される場合は、継続的な調査・研究の可能性についても提言する。

第5条 調査の内容

(1) 業務計画書の作成

受注者は業務計画書案を作成し、JICA ガバナンス・平和構築部と協議の上、最終化する。

(2) パイロット活動に向けた情報収集（現地作業）

JICA が指定する国（インドネシア）を対象に、税務行政の組織・人材、税法・制度、業務プロセス等の情報を整理し、ウェブスクレイピングを活用したパイロット活動の導入環境（ベンダー、人材、資機材、データ利用可能性等）、導入方法に関して事前情報収集を行う。

(3) パイロット活動計画書の作成（国内作業）

(2)の調査状況（パイロット活動に向けた検討内容・計画、業務実施上の課題・工夫、留意事項等も含む）を取り纏め、パイロット活動計画書を作成する。それを先方税務当局へ提案し、理解を得る。

(4) パイロット活動実施（現地作業）

(3)を踏まえ、パイロット活動を実施する。

(5) パイロット活動国に対する提言（現地作業）

(3)の調査及び(4)のパイロット活動の結果を踏まえ、パイロット活動の結果及び提言をパイロット活動結果報告書にまとめ、パイロット活動国の先方税務当局に対して提言を行う。提言内容については、先方の制度面の現状やベンダー等の環境を踏まえた実現可能な内容とする。その際には、既存の案件とのシナジーを考慮しつつ、今後先方税務当局が取り組みたい領域（どの根源課題を先に解決すべきか、どの程度のインパクトが見込めるか）、特にJICAからの支援を希望する領域（JICAの強み、他の開発パートナーとのデマケーション）といった観点を重視して議論する。

提言内容については、事前にJICAの了解も得ること。なお、JICAとして新規案件の実施を約束するものではないため、誤解を与えないように注意すること。

(6) パイロット活動を踏まえたビッグデータを活用した事業展開の可能性に関する調査（国内作業）

パイロット活動の結果を踏まえながら、インドネシア以外の調査対象国での税務行政の機能や業務プロセス等に関して情報収集を行い、前フェーズ調査内容との重複がないよう留意しつつ、調査対象国の各国の状況に適した事例を調査する。最新の具体的なビッグデータ活用事例・動きを把握の上、新たなビッグデータ技術の活用可能性や事業展開をするための条件・留意事項に関して分析を行う。取りまとめに際しては、図表などを用いて整理する。

本作業は各国の税務当局との協議は前提とせず、国内作業による机上調査及び専門家等の関係者へのオンライン面談や電話によるヒアリングを想定する。

(7) 今後の事業展開における方向性の検討・提案（国内作業）

上記(2)～(6)の調査及びパイロット活動結果を踏まえ、パイロット活動対象国における新規案件形成の方向性にかかる提言を行う。また、今回のパイロット活動対象国以外の調査対象国での活用可能性や留意事項に係る検討・提言も行う。

(8) ドラフト・ファイナルレポートの作成・説明・協議（国内作業）

上記(2)～(7)の調査結果を取り纏め、ドラフト・ファイナルレポートに記載する。JICA向けに説明・協議し、基本的了解を得る。

(9) ファイナルレポートの提出

ドラフト・ファイナルレポートに対するJICA、専門家及のコメントを受けて、ファイナルレポートを作成し、JICAに提出する。

第6条 報告書等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、ファイナルレポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に機構に説明の上、その内容について了承を得るものとする。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。

(1) 業務計画書

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、体制、要員計画、調査事項等

提出時期：契約締結後 10 日以内

部 数：電子データと文 1 部（PDF 及び Word 等の編集可能なデータ）

(2) 月次調査活動業務報告書

記載事項：調査業務日誌を添付した月例の業務報告を翌月 15 日までに JICA に提出する。その際、現地で収集した資料及びデータは整理した上で、可能な限り電子データにて収録・添付の上、提出する。

部 数：電子データと文 1 部（PDF 及び Word 等の編集可能なデータ）

(3) パイロット活動計画書

記載事項：パイロット活動に向けた検討内容・計画（業務実施上の課題・工夫、留意事項等も含む。）。別添として、日本側関係者向けに収集資料リスト、現地調査での面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）を作成すること。

提出時期：2023 年 1 月中旬～2 月上旬頃を目処

部 数：電子データ英文 1 部（本体のみ）、別添は和文 1 部（PDF 及び Word 等の編集可能なデータ）

(4) パイロット活動結果報告書

記載事項：パイロット実施国に向けたパイロット活動結果報告及び結果を踏まえた提言（業務実施上の課題・工夫、留意事項等も含む。）。別添として、日本側関係者向けに収集資料リスト、現地調査での面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）を作成すること。

提出時期：2023 年 5 月頃を目処

部 数：電子データ英文 1 部（本体のみ）、別添は和文 1 部（PDF 及び Word 等の編集可能なデータ）

(5) ファイナルレポートの要約資料

記載事項： 対外発信・広報を想定した調査結果の全体成果等の要約。

提出時期： 2023年6月頃を目処

部 数： 電子データ和文1部・英文1部（PDF及びWord、PowerPoint等の編集可能なデータ）

(6) ドラフト・ファイナルレポート

記載事項： 調査結果の全体成果（業務実施上の課題・工夫、留意事項等も含む）。別添として、収集資料リスト、現地調査での面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）を添付すること。

提出時期： 2023年6月頃を目処

部 数： 電子データ和文1部（PDF及びWord等の編集可能なデータ）

(7) ファイナルレポート（外部公開版・非公開版）⁶

記載事項： 調査結果の全体成果（業務実施上の課題・工夫、留意事項等も含む）。別添として、収集資料リスト、面談者リスト、面談録（各面談の日時、場所、面談者、面談目的、結論等を簡潔に記載すること）

提出時期： 2023年7月31日を目途

部 数： 電子データ和文1部ずつ（PDF及びWord等の編集可能なデータ）

別紙： プロポーザルにて提案を求める事項

⁶ 最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき最終確定するものとするが、プロポーザルでも目次案を提案すること。外部公開可能な情報のみ記載した外部公開版、機微な情報等を含む非公開版の2つのバージョンの作成を想定する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項

(プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案への該当条項及び記載ページ
1	企画競争説明書は、これまでに確認されている情報をもとに作成されたものである。よって、状況の変化を踏まえて、より効果的、効率的な調査手法などを検討の上、プロポーザルに記載・提出すること。なお、本企画競争説明書以外にコンサルタントが必要と判断する事項については、プロポーザルに記載して提案すること。	第4条 調査実施の留意事項 第5条 調査の内容
2	プロポーザルでは、パイロット活動対象国のインドネシア以外の調査対象国を最低2か国提案すること。なお、調査対象国を最低3か国とするのは目安であり、3か国を超える提案を妨げるものではない。アフリカ地域の国を調査対象国として選定する場合は、「第二段階」に該当し、インドネシアにおけるパイロット活動結果を適用できる可能性が高い国の選定を行う。なお、既にJICAが財政分野で協	第4条 調査実施の留意事項(1)調査対象 p.10-11

	力実績のあるアフリカ地域の国は次の通り：エチオピア（債務管理）、ガーナ（債務管理）、ケニア（地方財政）、マラウイ（公共投資）、南アフリカ（地方財政）。	
3	プロポーザルでは、同技術（プラットフォームから公開情報を収集し、AI、機械学習その他のデジタル技術を活用してSNS等のオープンソースデータとの高精度なマッチングを自動的に行う技術）を有し、かつ税務分野（日本または海外いずれも可）におけるデータマッチング業務の経験を有する業務従事者を含めて提案すること。	第4条 調査実施の留意事項 (5)パイロット活動の概要 p.12-13
4	プロポーザルでは、上記成果の達成を踏まえてパイロット活動の実施期間及び活動内容を提案すること。	第4条 調査実施の留意事項 (5)パイロット活動の概要 p.12-13 第5条 調査の内容 (2)～(5) p.14-15
5	プロポーザルでは、本調査の目的に照らし、どのような切り口で調査・情報整理することが有用であるかを提案すること。たとえば、パイロット活動で活用した技術の周辺領域への応用や、税務行政の特定の機能（コンプライアンス等）に特化したパイロット活動の技術の活用等の切り口が考えられる。	第4条 調査実施の留意事項 (7)パイロット活動を踏まえた税務行政におけるビッグデータ活用の事業展開の可能性に関する調査と過去実施調査との調査内容重複防止 p.13-14 第5条 調査の内容 (6)パイロット活動を踏まえたビッグデータを活用した事業展開の可能性に関する調査（国内作業） p.15
6	最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき最終確定するものとするが、プロポーザルでも目次案を提案すること。	第6条 報告書等 (7)ファイナルレポート p.17

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：税務行政を含む行政におけるデータ活用に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地調査について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地調査開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／税務行政

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 2.25 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／税務行政）】

- ① 類似業務経験の分野：税務行政を含む行政におけるデータ活用に係る業務
- ② 対象国及び類似地域：全途上国
- ③ 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程（予定）

2022年12月～2023年1月 パイロット活動に向けた情報収集・活動計画策定（国内・現地業務）

2023年1月～2023年5月 対象国（インドネシア）におけるパイロット活動実施（現地業務）

2023年5月～2023年6月 パイロット活動を踏まえた調査対象国におけるビッグデータを活用した事業展開の可能性に関する調査（国内業務）

2023年6月～2023年7月 今後の事業展開における方向性の検討・提案（国内業務）

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約8.42人月（現地：6.17人月、国内2.25人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者／税務行政(2号)
- ② データ戦略・分析・活用／システム開発
- ③ 税務行政／行政情報化

3) 渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

本業務では、現地再委託は想定しません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援にかかる基礎情報収集・確認調査」別紙・別添資料

2) 公開資料

- 「ビッグデータ・AIを活用した税務行政支援にかかる基礎情報収集・確認調査」最終報告書（日本語）

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000047214.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有 / <input type="checkbox"/> 無 ※JICAの方で予めカウンターパートは指定し、協力を依頼する
2	通訳の配置	有 (*名) / <input type="checkbox"/> 無
3	執務スペース	有 / <input type="checkbox"/> 無
4	家具 (机・椅子・棚等)	有 / <input type="checkbox"/> 無
5	事務機器 (コピー機等)	有 / <input type="checkbox"/> 無
6	Wifi	有 / <input type="checkbox"/> 無

(6) 安全管理

パイロット活動対象国への渡航の際には、予めJICAの「行動規範」を確認・署名の上、本規範及び「JICA安全対策マニュアル（各事務所作成）」を遵守する。

なお、インドネシア等一部の国にあたっては事前にJICA事務所への「渡航情報シート」等書類を準備の上、事務所の了承を得る必要があることから、渡航時期に関してはJICAガバナンス・平和構築部の担当者と相談し、決定すること。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

(1) 契約期間の分割について

第1章「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

(2) 別見積もりについて

以下の費目については、見積書とは別に見積もり金額を提示してください。なお、新型コロナウイルス感染対策に関連する経費（PCR検査代及び隔離期間中の待機費用等）は見積金額に含めないでください。契約交渉の段階で確認致します。

- 1) 旅費（航空賃）
- 2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(3) 定額計上について

以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。

- 1) 資料等翻訳費： 600 千円

(4) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(5) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ジャカルタ（直行便）

(6) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(7) 外貨交換レートについて

- 1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

5. その他留意事項

- 1) 特になし

以上

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	4	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	-	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(50)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／税務行政</u>	(50)	()
ア) 類似業務の経験	20	
イ) 対象国・地域での業務経験	5	
ウ) 語学力	8	
エ) 業務主任者等としての経験	10	
オ) その他学位、資格等	7	
② 業務管理体制、プレゼンテーション	(-)	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	
イ) 業務管理体制	-	